資料2

小平市

一般廃棄物処理

基本計画

ごみ処理基本計画/ 生活排水処理基本計画

平成26年3月(2014年3月)



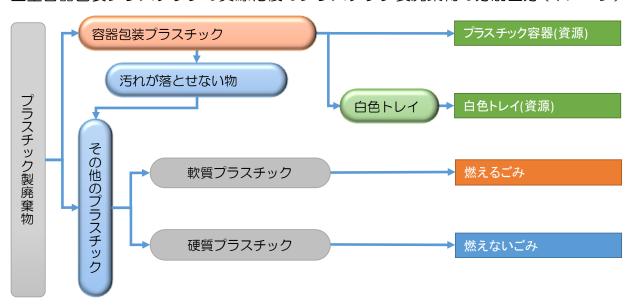
平成26年11月(2014年11月)一部変更

(3) 容器包装プラスチックの資源化推進

現在、資源化対象品目とすることができていない軟質の物も合わせた、全量容器包装プラスチックについて、資源化の推進や分別のわかりやすさの向上などを図るため、資源化に取り組みます。

- 現在、小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市とともに検討を進めている 3市共同資源化事業の実現(3市共同資源物処理施設の整備)その他により、 全量容器包装プラスチックの資源化の実現に努めます。
- 合わせて、発生抑制のための方策として、市民に対しては、購入時に容器包装の少ない商品を選択すること等、スーパーなどの小売店に対しては、はかり売りの実施等を呼びかけ、消費の段階からの減量に取り組みます。
- ☑ 3市共同資源物処理施設の稼働は、平成31年度(2019年度)を予定します。
- ☑ 現在、プラスチック容器の処理を行っているリサイクルセンターでは、現状を超えた 資源化品目の処理ができません。このため、全量容器包装プラスチックの資源化 は、3市共同資源物処理施設の稼働に合わせての実施を目途とします。

全量容器包装プラスチックの資源化後のプラスチック製廃棄物の分別区分(イメージ)



注)この図は、全量容器包装プラスチックを資源化した後に、現在の分別区分からどのように変わるかのイメージを、14ページの図との対比によって示すものです。そのため、分別区分の名称や他品目の分別区分については、現状のままとしています。

(4) 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備

地方自治体の責務として、環境衛生の維持の面からも、市民生活や事業活動から日々出される廃棄物を、中断なく、適正に処理を続けることができるよう、 処理体制の整備を進めます。

整備に当たっては、日頃から多大なご理解とご協力をいただいている近隣の住民をはじめ、広く市民の理解を得られるよう、十分に配慮していきます。

また、施設の整備とともに、3市共同資源化事業のソフト面事業として、減量施策や3市の資源化基準の統一などを図ります。

① 3市共同資源物処理施設の整備(新設)

● 小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市と連携して、次のとおり、3市共 同資源物処理施設を新たに整備します。

施設種類	容器包装リサイクル推進施設
施設の名称	(仮称) 3市共同資源物処理施設
処理能力	24 t /日 (予定)
対象品目	容器包装プラスチック、ペットボトル
設置予定地	東大和市桜が丘2丁目122番地の2
整備年度	平成28年度~平成30年度

※上記の整備年度には、設計の期間を含みます。

☑ 施設の稼働は、平成31年度(2019年度)を予定します。

② 他の資源化品目の処理施設の整備(更新)

● ペットボトルと容器包装プラスチック以外の資源化品目の処理施設の整備 については、市として、現リサイクルセンターでの施設更新を、次の内容を 目途として検討を進めます。

施設種類	容器包装リサイクル推進施設
施設の名称	(仮称)小平市リサイクルセンター
処理能力	9 t /日 (予定)
対象品目	ビン、カン、蛍光管、電池等
設置予定地	小平市小川東町5丁目19番10号
整備年度	平成30年度~平成32年度

※上記の整備年度には、設計の期間を含みます。また、今後の検討により変更が生じる場合があります。

- 整備(更新)に当たっては、現在、リプレこだいらで実施している粗大ごみからの家具類の再生販売のほか、市民が自ら不用品を持ち込んで、その品物を必要とする方に譲渡できる場などの設置を検討します。
- ☑ リサイクルセンターの施設更新を考える場合、現在のペットボトル・プラスチック容器処理ラインを運転停止(撤去)できる時期が、3市共同資源物処理施設の稼働を待たなくてはなりません。このため、3市共同資源物処理施設の稼働までは調査、設計などの期間とし、その稼働の後に、工事に取り掛かるものとします。

③ 焼却施設等の整備(更新)

- 小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市と連携して、適切に施設整備(更新)を進めます。
- 新たな粗大ごみ処理施設は、次のとおり更新を進めます。

施設種類	マテリアルリサイクル推進施設
施設の名称	(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設
処理能力	38 t /日 (予定)
対象品目	不燃・粗大ごみ
設置予定地	小平市中島町2番2号
整備年度	平成29年度~平成31年度

※上記の整備年度には、設計の期間を含みます。

- 新たなごみ焼却施設は、資源化推進などによるごみの減量を踏まえた、将来 ごみ量に応じた適切な規模としつつ、発電等の熱利用の設備を設け、環境へ 十分配慮した施設とします。
- ごみ焼却施設の更新については、3市共同資源物処理施設の整備と、(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の更新事業と連携し、今後の方向を取りまとめた提 案図書の作成に着手します。
- ☑ 新たな粗大ごみ処理施設の稼働は、平成32年度(2020年度)を予定します。
- ☑ ごみ焼却施設は、平成33年度(2021年度)での更新を目指します。

重点施策の実施スケジュール一覧



注1)この図は、(4)①「3市共同資源物処理施設の整備(新設)」の「稼働」を、平成31年度(2019年度)として、これに連動する他の施策の実施スケジュールの概略を図示したものです。

注2)(4)③「焼却施設等の整備(更新)」は、ごみ焼却施設の更新のスケジュールを示すものです。